

第2回外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議 議事録

開催日時：令和8年1月8日（木）

午後4時29分から午後5時57分まで

於：合同庁舎4号館220会議室

[有識者]

林座長、齋藤（聖子）委員、齊藤（広子）委員、境田委員、四方委員、島村委員、高橋委員、田村委員、松尾委員、結城委員、吉原委員

[参加府省庁]

内閣官房外国人との秩序ある共生社会推進室、内閣府、警察庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、国土交通省、観光庁、防衛省

1 開 会

○片山外国人との秩序ある共生社会推進室参事官 それでは、これより第2回外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議を開催いたします。

本日は御多忙のところ、本会議に御出席いただき誠にありがとうございます。冒頭の司会を担当します内閣官房外国人との秩序ある共生社会推進室の片山でございます。

本日の会議は、会場参加とウェブ参加を組み合わせたハイブリッド形式で開催させていただきます。

それでは、会議の開催に当たりまして鈴木内閣府副大臣より御挨拶申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○鈴木副大臣 着座にて失礼いたします。第2回外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

座長をはじめ委員の皆様方におかれましては、年始早々の御多忙の折にもかかわらず有識者会議に御参加を頂きまして、厚く御礼を申し上げます。

現在、政府においては外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、基本的な考え方や取組の方向性をお示しするよう検討を進めております。第1回会議では、これらを検討するに際し留意すべき視点について委員の皆様から幅広い御意見を頂戴し、大変参考になりました。本日は、本有識者会議としての意見書（案）等について、御議論が行われるものと承知しております。高市総理からは、本有識者会議の御議論を踏まえ政府としての検討を進めるよう指示をされているところであります。本日も林座長をはじめ委員の皆様の活発な御議論をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、本有識者会議が外国人との秩序ある共生社会の実現に向けて有益な場となることを強く期待して、私の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○片山外国人との秩序ある共生社会推進室参事官 鈴木副大臣、ありがとうございました。

それでは、恐縮ですが、プレスの方は御退室をお願いいたします。

(プレス退室)

○片山外国人との秩序ある共生社会推進室参事官 それでは、初めに、配布資料の確認、説明をさせていただきます。まず、お手元に配席図、議事次第をお配りしております。

次に、議事1において使用する資料といたしまして、外国人による不動産取得等の実態把握について資料1-1を、令和6年度重要施設周辺等における土地・建物の取得状況について資料1-2を、地下水採取を規制している条例及び外国人等による地下水採取事例に関する調査結果に関して資料1-3を、それぞれお配りしております。

また、議事2において使用する資料といたしまして、有識者会議意見書(案)の本文と、その見え消し版である資料2-1及び資料2-2をお配りしております。資料2-2の見え消し版については、昨年12月24日に委員の皆様へ御照会させていただいた案から、委員の皆様へ御意見等を受け変更になった部分について、見え消しの形で記載しております。

なお、昨日、有識者会議意見書(案)に係る報道等が出ておりますが、意見書については本日の会議における御議論等を踏まえて今後完成されるものでありまして、現時点でその内容が確定しているものではないと承知しております。

その他、参考資料といたしまして、第1回有識者会議後に委員の皆様から頂きました追加の御意見をお配りしております。

配布資料は以上でございますが、過不足があればおっしゃってください。

大丈夫でしょうか。

では、議事に入る前に、前回の会議において林座長より、土地等に関しまして、この分野に精通しておられる委員にもよく御相談いただきながら考え方の整理を進めるよう御指示がありました。前回会議後、土地関係の委員から頂いた主な御意見等を事務局から御報告したいと思っております。よろしくお願いたします。

○榎島外国人との秩序ある共生社会推進室参事官 内閣官房でございます。前回会議の後、関係委員といたしまして齊藤広子委員、境田委員、松尾委員、吉原委員から、国土の適切な利用及び管理に向けた取組の方向性について御意見を頂戴いたしましたので、ここで御紹介をさせていただきます。

主な御意見といたしまして、不動産の取得、所有、利用、管理は、個人の生活に密接に関わるものから安全保障に至るまで、広域な領域に影響を及ぼす課題であること、課題を整理した上で必要な規律の在り方を検討すべきこと、誰であっても守るべきルール決定が必要であること、生活レベルの話と国がやるべき安全保障のレベルの話に分けて考える必要があること、実態把握の仕組み作りや既存制度の周知、共有が重要であること、安全保障に関して将来的なリスクを含めた課題の洗い出しが必要であること、といった御指摘を頂戴したところでございます。

簡単でございますが、報告は以上になります。

○片山外国人との秩序ある共生社会推進室参事官 ありがとうございます。

それでは、以後の進行については林座長にお願いいたします。

よろしくお願いたします。

○林座長 委員の皆様、本日もどうぞよろしくお願いたします。

なお、本日、佐藤郡衛委員は御都合により御欠席されております。

2 議 事

(1) 政府の取組状況について

- ・外国人による不動産取得等の実態把握について
- ・（令和6年度）重要施設周辺等における土地・建物の取得状況について
- ・地下水採取を規制している条例及び外国人等による地下水採取事例に関する調査結果について

○林座長 それでは、議事に入りたいと思います。本日の議事は、議事1「政府の取組状況について」と、議題2「意見書（案）について」となっております。

議事1では、第1回有識者会議から今日に至るまでの政府の取組状況について、各府省から御報告いただきます。

まず、不動産取得者の国籍把握などの取組について、内閣官房から御説明をお願いいたします。

○榎島外国人との秩序ある共生社会推進室参事官 内閣官房でございます。資料1-1を御覧ください。外国人による不動産取得等の実態把握について、施策パッケージとしてまとめさせていただきました。

まず、1.の不動産取得者の国籍把握等について御説明します。第1回有識者会議でも御報告したとおり、昨年11月の総理指示を受け、外国人の不動産保有の実態把握について、以下の①から④の取組を実施しました。

①は不動産の移転登記等の申請情報に申請人の国籍を追加するもので、施行は令和8年度中を予定しています。

②は、新たに森林の土地の所有者に義務付けられている、森林法に基づく届出事項に国籍を追加するもので、令和8年4月からの施行を目指しています。

③は、森林法、そして国土利用計画法、これは大規模な土地を取得した場合に届出を行う制度でございますが、それから重要土地等調査法、それぞれの届出について、届出した方の国籍のみならず、その届出者が法人であった場合には、その法人の代表者の国籍、あるいは役員・議決権の過半数を同一の国籍の方が占める場合にはその国籍を、それぞれ届出事項に追加するというものです。これにより、法人が届出を行う場合にも、その法人に影響力を持つ方の国籍を把握するものです。こちらについても、令和8年4月からの施行を予定しております。

最後に、④は、外為法に基づく不動産取得の報告について、現状、国外の居住者が日本の不動産を取得する場合には報告をするという制度がありますが、この報告は投資目的に限定されておりますので、今般これを投資目的以外にも拡大をすることを予定しております。こちらについても、令和8年4月以降の施行を目指しているところです。

続いて、2つ目、不動産取得等の実態調査についてです。地下水採取事例の調査と、重要施設周辺の土地・建物の取得状況の2つを記載しておりますけれども、それぞれこの後、担当省庁から説明いたします。

以上でございます。

○林座長 ありがとうございます。

続いて、重要施設周辺等における土地・建物の取得状況について、内閣府から御説明をお願いいたします。

○山田政策統括官（重要土地担当）付参事官 内閣府、重要土地担当です。前回の会議では、令和5年度分の重要土地等調査法の注視区域における土地・建物の取得状況について御説明いたしました。昨年12月16日に令和6年度分を公表しましたので、報道等で既に御存じかもしれませんが、今回は令和6年度分の土地・建物の取得状況の概要について説明させていただきます。

資料1-2を御覧ください。資料の中段ですが、令和6年度中で、日本人、外国人問わず、注視区域内で確認しました土地・建物の取得総数は11万3,827筆個、土地が6万9,677筆、建物が4万4,150個でございました。隣に参考としまして令和5年度の取得総数を記載しておりますが、1万6,862筆個で、約7倍の増加となっております。この理由については、重要土地等調査法の調査区域、注視区域の指定を全国583か所一斉に指定したわけではなく、令和4年度末から令和6年度初頭にかけて順次、4回に分けて区域指定を行ったため、指定した時期が異なるところ、令和5年度については、土地等の取引の比較的少ない離島の注視区域を比較的長い期間調査したことに対し、土地等の取引の多い都市部の注視区域については調査期間が2か月半という短期間の調査であったため、取得総数としては約1万7,000という結果でした。他方、昨年度の令和6年度については、大都市部の注視区域についてもほぼ1年間調査できたということもあり、約7倍に増加したという結果となっております。

表の下段、外国人・外国系法人による取得については、令和6年度中は3,498筆個、土地が1,744筆、建物が1,754個で、取得総数に対する割合は3.1%でした。令和5年度については、外国人取得数が371筆個、取得総数に対する割合は2.2%で0.9ポイントの増加となりますが、先ほど取得総数の際に説明したとおり、調査期間、調査範囲が異なりますので、一概に比較することは困難であると考えております。

資料の一番下になりますが、令和6年度中におきまして、法律第9条の規定による重要施設等の機能を阻害するような土地等の利用の中止を求める勧告、命令はありませんでした。

続きまして、資料2枚目を御覧ください。外国人・外国系法人による土地等取得状況の内訳ですが、国・地域別では中国が最も多く、1,674筆個で外国人取得の全体の約半数を占めていました。続いて台湾、韓国、米国、ベトナムの順でした。令和5年度についても中国人の取得割合は多く、半数以上を占めておりました。

続いて、右上のグラフです。外国人による取得のうち、国内所在・国外所在別の割合ですが、国内所在者が約8割、国外所在者が約2割でした。令和5年度についてもほぼ同様の割合でした。

次に、資料中段、外国人による取得事例の多い都道府県ですが、東京都が圧倒的に多く、1,558筆個で、続いて神奈川県、千葉県、北海道、福岡県の順となっており、首都圏及び地方の大都市において外国人の取得が多く認められました。

資料の下段、注視区域ごとの外国人による取得の状況ですが、衛生学校・艦艇装備研究所・ニューサンノー米軍センターが最も多く、553筆個で、以下、防衛省市ヶ谷庁舎、補給統制本部、練馬駐屯地、福岡駐屯地・自衛隊福岡病院・春日基地の順となっております。上位4区域を東京23区内で占めており、また、上位3区域の取得総数に対する外国人の取得割合は約10%前後でした。

今後の対応としては、今般の公表対象となりました事例を含め、注視区域内の重要施設等の機能を阻害する不適切な土地等の利用を防止すべく、引き続き土地等の利用状況の調査を実施していく所存でございます。

簡単ではありますが、説明は以上です。

○林座長 ありがとうございます。

続いて、地下水採取を規制している条例及び外国人等による地下水採取事例に関する調査結果について、国土交通省から御説明をお願いいたします。

○二俣水資源政策課長 国土交通省でございます。内閣官房水循環政策本部との兼務でございます。資料1－3を御覧ください。地下水採取を規制している条例及び外国人等による地下水採取事例について調査を行い、昨年12月16日に公表しておりますので、その内容について説明いたします。

まず、1を御覧ください。現在、地下水の採取に関しましては、それぞれの地域の実情に応じ、都道府県又は市区町村において条例におきまして許可や届出等により規制を行っております。このため、全国の都道府県及び市区町村に対しまして、許可・届出等により地下水の採取について規制を行っている条例の制定状況について調査を行いました。

調査結果を御覧ください。地下水の採取を規制している条例は26の都府県及び236の市区町村で制定をされており、これらの条例によって規制対象となっている市区町村は714市区町村になります。全国の市区町村の約4割程度という状況です。

2を御覧ください。外国人等による地下水の採取事例について、こちらは今回初めて調査を実施いたしました。全ての都道府県及び市区町村に対し、各自治体の方で把握をしている地下水採取事例のうち、採取者の名称や住所地などから外国人又は外国法人と思われる者による事例を調査いたしました。

調査結果を御覧いただきたいと思いますが、外国人等による地下水採取の事例があると回答をした自治体は12の自治体で49件ございました。主な目的は、三つ目のポツにありますように、住宅や別荘などにおける生活用水、また、リサイクル業における事業場での使用、また消雪用といったものでした。

また、(2)にございますように、外国人等による地下水採取によって、例えば地盤沈下のような地下水障害や住民トラブルの発生といったような具体的な支障事例については報告がなかったところです。

今回の調査結果を踏まえまして、今後の対応としては、1で申し上げたように、全国で条例が制定されているのが4割程度という状況ですので、自治体に対して、こうした地下水採取に関する条例の制定を働き掛けるとともに、また、制定をしている自治体についても国籍までは把握をしていないという状況ですので、国籍把握についても併せて働き掛けをしていきたいと考えております。

簡単ではございますが、説明は以上です。

○林座長 どうもありがとうございます。

ただいま事務方から頂いた御説明に関連して、委員の皆様方から御質問があれば頂ければと思いますけれども、いかがでしょうか。対面の方は挙手を、オンラインの方は挙手機能を使っていただければと思います。

高橋委員、お願いします。

○高橋委員 今、地下水の採取について御報告がありましたけれども、表面水については調査があるのかどうか。というのも、所有している森林から水資源を取って輸出しているという報道や話があったと思うのですが、そういう表面水に関する調査があるのかどうか、その点を確認させていただければと思います。

○林座長 それでは、国土交通省の方から御回答いただけますでしょうか。

○二俣水資源政策課長 表面水というのは、いわゆる森林にある水というイメージかと思いますが、降った雨は基本的には地下に浸透しますので、そこから地下水を採取している事例があるかどうかについては、今回の調査の中に含まれていると考えております。

○林座長 高橋委員、よろしいでしょうか。

○高橋委員 はい。

○林座長 そのほかに何か御質問は。

では、私の方から。地下水に関する説明で、外国人と思われる名前との説明がありました。どのような基準で判断されたのか、教えていただけますでしょうか。

○二俣水資源政策課長 今回の調査に当たっては、具体的な基準というのはお示しをすることができないので、自治体の方で持っている情報の中で判断をいただいているところです。ですので、考え方のぶれ等は許容していただければと考えております。

○林座長 ありがとうございます。

そのほか、何かございませんでしょうか。

オンラインの方もございませんね。

それでは、どうもありがとうございました。

(2) 意見書(案)について

○林座長 次に、議事2の「意見書(案)について」に移りたいと思います。

本日は、委員の皆様から意見書(案)に対する御意見を伺い、御意見の集約を進めてまいりたいと思います。

なお、配布資料である資料2の意見書(案)については、最終的な意見書に至る途中経過のもので、公表せず、本有識者会議のホームページへの掲載も差し控えることにしたいと思っておりますが、そのような方向で進めるということを御了解いただけますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのように進めたいと思います。意見書(案)の取扱いについては、十分御注意いただきますようお願い申し上げます。

それでは、意見書(案)の内容について事務局から説明をお願いいたします。

○片山外国人との秩序ある共生社会推進室参事官 内閣官房でございます。それでは、外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議意見書(案)について御説明させていただきます。

まず初めに、委員の皆様におかれましては11月27日に開催された第1回有識者会議以降、複数回にわたり御意見を頂きましたことを改めて御礼申し上げます。昨年末、事務局より有識者会議意見書の原案を送付しており、委員の皆様におかれましては内容については既に御確認いただいているものと承知しております。そこで、本日は昨年末に御確認いただいたものから、その後、委員の皆様から頂きました御意見を受け修正した内容のうち、主なものを

御説明させていただきます。

それでは、お配りしている資料2-2、見え消し版の方で説明させていただきます。

資料2-2、見え消し版の、まず2ページ目を御覧ください。2ページ目の7行目あたりに、目指すべき社会について言及している部分がございます。この部分について、松尾委員からの御意見を受け、「国民・外国人双方が互いに尊重し」と修正しております。

次に、11行目から12行目あたりを御覧ください。もともと「我が国の社会規範を逸脱する外国人については、国籍に関わらず、個別の行為に基づいて公正かつ厳正に対処し」ということで、「我が国の社会規範を逸脱する外国人については」という記載になっておりました。この部分につきましては、島村委員、田村委員及び松尾委員の御意見を受けまして「社会規範を逸脱する行為に対しては、国籍に関わらず、公正かつ厳正に対処し」と修正しております。

次に、24行目から26行目のあたりです。本有識者会議の検討課題について、原案の「外国人の排除とは一線を画するもの」との趣旨に加え、田村委員の御意見を受け「「秩序」と「共生」を対立するものとは捉えていない」という旨を追記しております。

続きまして、3ページ目を御覧ください。3ページ目の脚注1です。これは、②の行政機関間の情報連携の項目の脚注ですけれども、佐藤委員の御意見を受けまして、教育委員会が子どもの就学状況等に関する情報を共有することの重要性について脚注で記載しております。

続きまして、③の日本社会と外国人の双方の取組の項目です。3ページ目の一番下の行、それから4ページ目の一番上の行を御覧ください。この行については、外国人の取組として、「社会の一員として責任ある行動をとることが強く望まれる。」という記載に、松尾委員の御意見を受け「特に外国人が居住する地域コミュニティの一員として」との文言を追記しております。

次に、4ページ目から6ページ目の脚注2から脚注7を御覧ください。これは、佐藤委員及び島村委員の御意見を受け、それぞれ原案から脚注を追記しているものでございます。

次に、土地・不動産に関する部分でございます。7ページ目から11ページ目について、田村委員、松尾委員及び吉原委員からの御意見を受け、文意をより明確にするための修正を行っております。

以上が、年末に委員の皆様から頂いた御意見を反映した主な修正となります。私からの説明は以上でございます。

○林座長 ありがとうございます。

それでは、次に、委員の皆様から順番に意見書（案）に対する御意見などを伺いたいと思います。皆様から各御意見を4分程度で発表いただき、その後、議論という流れで進めてまいります。

なお、本日御欠席の佐藤郡衛委員から事前に頂戴した御意見を机上に配布しております。

（注：本議事録文末に掲載）

それでは、五十音順で齋藤聖子委員からお願いいたします。

○齋藤聖子委員 齋藤でございます。まず、質問からです。4ページ目の脚注の3、「社会規範等を学び」という「等」というのは何が入っているのかを今一度教えていただきたいと存じます。あと、4ページ目の最後の脚注のところに「地域社会に貢献する意思のある者」と書かれていますけれども、3ページ目は「地域コミュニティの一員として」と、コミュニテ

ィと社会というのが使い分けられているように感じますけれども、これは何か明確な目的があれば御教示ください。

その質問に加えて2点、私から意見を述べさせていただきます。まず1点目、3ページ目の行政機関間の情報連携というところです。文書の記載のところでは連携となっておりますが、やはり共有という視点も加えていただきたいと思います。外国人の方たちは、母国側でもいろいろなデータが既に捕捉されているという状況でございまして、例えば日本に至るルートは母国からの連続線上になりますので、日本国内のデータだけを捕捉しても、その背景が見えてこないという現状がございまして。私共、送出し海外政府が管理している海外就労者データを少し見ている経験がありますが、既に、送出し側また母国の出発から帰国、そして定住まで一元的に把握する仕組みというのは、日本にはまだ改善の余地があると考えております。必要に応じて他省庁からデータを取得するという連携も大切なんですけれども、関係省庁がデータを共有、そして活用できる仕組みというのがあれば、特定分野の不足をほかの分野で補完するといった分析も可能となります。そういった点を少しお考えいただきたいと思います。

2点目については、先ほど少し質問もさせていただきましたけれども、4ページ目の生活上の知識習得プログラムについてです。まず、先ほど申し上げた社会規範等の「等」ですけれども、私どもが海外就労を希望する人々を調査する過程で、大事なものは、日本語や社会規範の理解の不足同様、生計の時系列的な計画能力の不足というものがございまして。母国での借金、そして家族への送金、日本での生活費、帰国を見据えた貯蓄などの配分が、入国前や在留資格変更などの段階で十分検討されていないというケースが多くあります。この計画ができていないにもかかわらず移動する方々が、移動した後トラブルを抱えるというケースが多々見られます。こういったことから、各種保険の知識と書かれていますけれども、母国の事情も含めた生計管理の考え方、つまり金融リテラシーとか資金管理についても是非プログラムについて検討いただいて、かつ、実施時期ですけれども、来日前、そして来日時でもできるだけ早いタイミングで実施していただくということが重要かと思っております。

この2点です。以上でございます。

○林座長 ありがとうございます。

御質問がありましたので、最後にまとめて回答するというよりは都度回答した方がよいかなと思うのですが、最初の社会規範等という「等」は何かということと、地域社会と地域コミュニティの違いについて、簡単に御回答を事務局から頂けますでしょうか。もし最後にまとめた方がよければ、そういたしますけれども。

○片山外国人との秩序ある共生社会推進室参事官 すみません、御質問のあった点は、委員の意見を受けての記載のため、事務局よりも、お書きになった委員の先生から、まず伺った方がいいと思っております。

○林座長 なるほど、「等」を入れたのが委員の先生方ということですね。

そうすると、少しいろいろ広がってしまうので、先に4分ほどの御意見を皆さんから頂いて、最後にということにいたしたいと思っております。

それでは、次は、齊藤広子委員の方からお願いいたします。

○齊藤広子委員 ありがとうございます。私は不動産、とりわけマンションのことを研究しておりますので、その視点から気がついたことを話させていただきたいと思っております。

7ページの7、8行目あたりでしょうか。土地のところで、近接地への影響にとどまらずというところ、まちづくりという間に、もし可能であれば、「地域や近隣の暮らしや生活への影響もある」という、「暮らしや生活」という言葉を入れていただきたいです。その後に生活レベルと安全保障ということがございますので、「暮らし、生活」という言葉を是非加えていただきたいです。

それから、マンションのところで、9ページのところで3つ、是非検討していただきたいことがございます。まず、マンションについては、こちらに書いていただいているとおりにかと思えます。本当に全体にわたり、多面的にいろいろなところに配慮されて書かれています。マンションに関してもそうだと思いますが、とりわけこの一般社団法人不動産協会さんが取り組んでいることについての御紹介がされております。こちらは、1物件当たりの購入戸数の制限だけが取り上げられていますが、3つ取組をされるということで、戸数の制限、それから契約登記名義の厳格化、そして引渡しまでの売却を禁止という、この3つがセットになります。とりわけ3つ目、引渡しまでの売却をしないということが本来の目的に最もつながっていくことを考えますと、「等」でくるのではなくて、この3つが非常に重要であるということで、3つを是非並列してお書きいただいた方が、今後どのような形で防いでいくのかが分かりやすくなると思えます。こちらが1点目でございます。

2点目、その2、3行下の、今後、外国人のマンションの取得に関わる実態調査を進めることが必要であるということについてです。全くそうでございますが、もう1つ加えて言うならば、外国人の方も含めて、マンションをお買いになって、それが空き家なのか、民泊に使われるのかというような利用の実態がなかなかつかめないことが大きな課題になっているということから、取得だけではなく、どういう形で利用されているのかの把握が大事になります。どういう権限を持つてということは今後重要な議論があるかと思えますが、今すぐではなく、こういったことを検討していく必要があるという意味では、取得及び利用ということまで踏み込んでいただくがよろしいかと思えます。

そして、3点目でございます。その直後に出てくる、マンションというのは多分、ここに明記はされておられません、前後からしますと区分所有のマンションであると理解しております。そういう意味でありますと、区分所有のマンションの大きな特性といたしましては、建物の管理に支障を来す、おっしゃるとおりでございます。ですから、それと併せて、管理組合を運営していくという意味で、そちらにも支障を来すということを明確に述べた方が、特殊性の中での問題点がはっきりするということで、建物の維持管理や管理組合運営に支障を来すという記載で、より何が具体的に問題になるかということが明記されることとなりますので御検討いただければと思えます。こちらのマンションに関しては3点、是非御検討し加えていただけたら、より現実的で、かつ効果的な方策につながっていくのではないかと考えております。

以上です。

○林座長 ありがとうございます。

それでは、次に境田委員からお願いいたします。

○境田委員 境田でございます。まず1つは、土地取引のところで、要は、外国人は400万人いて、その不動産取引というのはもう天文学的数字があると思うのですが、それに対して網羅的に規制を掛けるというのではなくて、やはり、事前なり事後なりに、悪質か安全保障上

問題のある外国人に絞って、規制を掛けていくという方がよいでしょうということを申し上げました。それで、今、高市政権が国家安全保障局を作ることや、スパイ防止法を作ることという、安全保障上の法政策を検討されています。そういうものができるとインテリジェンス機能が今よりもっと高度化されて、悪質というかリスクのある人をあぶり出せるわけですね。そういった法制度が今後できることを前提に、不動産取引に関する外国人の規制を検討していくのが重要ではないかと思ひまして、そういった意見を申し上げました。

というのと、もう一つ、いろいろな大学や国立研究所のアドバイスをしているときに、皆さんが非常に心配なのが、産業スパイです。産業総合技術研究所という経産省の傘下の研究開発法人で、御案内のとおり中国人スパイの摘発があり、有罪判決も受けました。これはやはりほとんどの大学にとって大きな脅威で、結局、今の管理というのは基本的に自己申告だけで、それを信じるしかない。バックグラウンドチェックをしようと思うと、大学の安全保障をやっている事務で、その人の経歴を全部調べて洗い出して、うそがないかを各国に聞くとか、そんなことはできないので、限界があってもものすごく困っていると。そういうサポートをしてくれる機関も実は民間企業でできています。そこにはかなりの額のお金を払わなければいけないわけで、それで何とかチェックをしている。でも、それは、ある大学だけに閉じてしまうから、同じような悩みを抱えている大学にはシェアされません。

このため、恐らく国立研究開発法人と大学の希望とすると、できればそういった産業スパイの可能性のある研究者をきちんとリスト化して、ちゃんと国の方で共有して、問合せがあったら教えてくれるというのがあれば、大学や研究所、ひょっとしたら民間企業もそうですが、負荷が大きく減ります。そうでないと、本当にこれに対して日本の企業とか大学で何百億円、何千億円というお金が流出して、共有もされないし不十分なまま、ちゃんとした実効的な管理ができないことになるので、今後そういったことも検討いただきたいと思っております。

以上となります。

○林座長 どうもありがとうございました。

それでは四方光委員、お願いいたします。オンラインでお願いいたします。

○四方委員 今回の報告書案ですが、いろいろな論点につきましてよくまとめていただきまして、基本的に私は、異議はございませんが、私の担当分野は安全・安心な秩序ある共生社会の在り方ということと理解しております。実際にこちらに書いていただいていることを実施していくためには、しばしば申し上げていることですが、自治体、地方公共団体の御協力が非常に大切になってくると思っております。

この点については、6ページの(3)の今後の検討の方向性の中で、地方公共団体から国に相談できる体制の整備や、地方公共団体に対する必要な情報の提供等ということでは言及されています。これでも一応十分だとは思いますが、市区町村と国の機関、内閣府なり入管庁が直接やり取りするのもなかなか大変でありますので、まずは都道府県とこの共生社会に係る部局、国と都道府県の担当部局とのパイプをしっかり作っていただき、この報告書に書かれている施策を全国的に浸透するように御努力いただきたいと思っております。

ですので、もし必要でしたら、今言いました6ページの部分をもう少し強く書くというのも一つの選択肢かもしれませんが、現状でも一応言及していただいているので、特に異存はないところですが、地方公共団体とのパイプということについて、特に意を用いていただけ

たらと思う次第でございます。

以上であります。

○林座長 どうもありがとうございました。

それでは、続いてオンラインで島村暁代委員からお願いいたします。

○島村委員 島村でございます。遅刻して申し訳ございません。

時間もない中できれいにまとめていただいて、どうもありがとうございます。1点だけ申し上げたいのですが、今回の意見書では、関係省庁や機関との調整で間に合わなかったことなので明確にはなっていないかと思いますが、今回意見書に書かれている外国人との秩序ある共生社会という、共生社会という考え方というのと、特に社会福祉をメインとする中で出てきているまちづくりだとかも含めて、横断的な形で政府が進めていらっしゃる地域共生社会という理念があると思うのですけれども、それとの関係については今後、理解を整理していく必要があるかと思っています。

外国人も、もちろん地域で生活していらっしゃる一員でありますし、特に介護分野では外国人に御活躍いただかなくては回っていかないというような側面もあろうかと思っています。制度の支え手としてだけでなく、支え手と受け手に分けるのではなく、地域のあらゆる住民が支え合うことというのを想定している地域共生社会の考え方との関係では、今回の共生社会というのもそこに含まれるかと思いますが、国籍にかかわらず支え合う社会ということで、地域共生社会が想定している地域住民には外国籍の方ももちろん入っていて、同じ整合性のある考え方ということをいずれ明確にさせていただけると有り難いと考えております。

以上になります。ありがとうございます。

○林座長 ありがとうございました。

それでは、対面になりますが、高橋委員からお願いいたします。

○高橋委員 私は意見書に関する質問、コメントはございません。ただ、関連して意見を申し上げたいと思います。2点ございます。

1点目は、行政機関間の情報連携についてですが、情報連携の実と効率を上げるためには、私は、今年4月から運用が開始されると理解していますが、特定在留カード、これを活用することが有効ではないかと思っています。ただ、外国人にマイナンバーカードの取得が義務付けられていませんので、特定在留カード自体も義務付けられないわけですが、特定在留カードの保有を義務付けることで情報連携の実が上がるのではないかと考えます。一つの提案でございます。

それから、二つ目が社会統合プログラムですけれども、意見書（案）では社会統合プログラムについては、国が制度の位置付けを明確にし、国、自治体、産業界、民間団体等の連携及び役割分担を明確化する必要があるというふうに書かれておりますが、実際には誰が研修や情報提供を行うのか、あるいは誰がコストを負担するのかということが今後の課題になると思います。日本の場合は労働目的の在留外国人が多いことに鑑みれば、私はまずは外国人を受け入れることで恩恵を被る企業がプログラムの実施主体になるというのが自然な姿ではないかと思っています。

実際、特定技能1号では企業に8時間の生活オリエンテーションの実施が既に義務付けられていますが、出入国在留管理庁の調査では、受けたことがあると答えている外国人は2割にとどまっており、オリエンテーションは行っているのかもしれませんが、周知と実効性が

伴っていないということなので、これは改善が求められる状況だと思います。また、今後、特定技能2号に移行する者が増えると見込まれますが、2号になれば家族帯同も認められます。かつ、長期滞在の道も開かれることですから、より高度な日本語能力だけではなくて統合プログラムへの参加、これを例えば2号への移行の条件とするということも考えられると思います。

他方で、留学を経て新卒採用に至る外国人労働者も増えておりますが、こうした在留資格の者についても、学校又は企業主体のプログラムを組むことが現実的ではないかと思えます。ただし、プログラムを行う体力が十分にない中小企業、あるいは在留資格が労働でない者については、国の支援の下、自治体が実施主体となって連携を進めていくことが現実的ではないかと思えます。

以上でございます。

○林座長 ありがとうございます。

それでは、続いて田村委員からお願いいたします。

○田村委員 田村です。意見については参考資料で付けていただいている中にいろいろ書かせていただいて、それも踏まえて本文、見え消しで修正を頂いているかと思えます。今、高橋委員からありました統合プログラムのところですね、4ページの社会規範「等」の話ですが、これはほかの方も触れられていると思えますが、ヨーロッパの社会統合プログラムですと、例えば生活習慣やルール、マナーですね、それは交通ルールだったり、ごみ出しだったり、そういうところが社会規範「等」ということで入ってくるのかなと思えます。その実施は、企業もあるかと思うのですが、これも本文にありますとおり、大きな企業だとできるのですが、実際は今、中小企業でたくさん外国人が働いていて、なかなか現実的ではないかなと私は思います。では自治体でできるかという、それもまた現実的でない、そこは当初の総理指示にも書かれていたとおり、デジタルの活用というのが現実的なのかなと思えます。日本語習得もそうですし、生活習慣、社会規範等の学習も、ある程度デジタルで習得していく、そうすると受講履歴も全部ログが残りますから。もう人力でやっていくというのはなかなか厳しいと思えます。昨日もある自治体の担当の人とお話ししていましたが、実際に外国人受入れを決めているのは国なのに、自治体にいろいろな抗議の電話がかかってきたり、ああしてくれ、こうしてくれと言われてたりするけれども、予算もないし人もいない、無理だと。

私は、社会統合プログラムは必要だと思うのですが、誰がやるのかは本当に課題ですね。財源の問題もありますし、人材の問題、これも参考資料のところにも書きましたが、今、ネパールやミャンマーから人が増えていますが、日本の大学のうちどれほどの数の大学でベトナム語やミャンマー語、ネパール語を教えているかといったら、非常に心もとない。結局、ネパール人やベトナム人で日本語を話す人に依存せざるを得ない、日本語の先生も食っていけない、まずその人材をしっかり育成し、職業として通訳や日本語教師として生活していけるような社会にしないと、そこも外国人に頼るのかと、通訳も外国人がやっていますよと。インテリジェンスの話も出てきますが、外国語を話す日本人がいないので人材をしっかり育成していくということ、日本語を教えられる人材もいないのでこれもやはりしっかり増やしていけないといけません。デジタルの活用である程度カバーしつつも、やはり人材をしっかり厚くしていくということも大変重要かと思えます。

それから、本文に入れていただいた、秩序と共生を二項対立にしないということですね。2ページの下の方ですけれども、これも大変重要なことだと思います。第1回有識者会議の冒頭発言がメディアに報道された際、政府は共生から秩序に軸足を移すような見出しが出ておりましたが、ここの議論では決してそうではなかったように私は認識しています。共生社会を進めると無秩序になるというような受け止められ方はしてはいけないと思います。共生社会を進めることでこそ秩序が保てる、そこは間違った発信をしてはいけないのではないかと思います。外国人に優しくしたら甘えるのだという議論ではなくて、外国人をきちんと社会の中に統合していく、そのためのプログラムをしっかり作り、日本語も学べる環境を整えて、通訳もいる、こういう環境があってこそ秩序のある社会になっていくのだと。秩序ある共生社会というのを一つでくくられていますので、そのことの発信を改めてしっかりとしておく必要があるのではないかと。これまで長い年月をかけて共生社会を作ってきた、その土台が崩れるようなことがないようにしていきたい、秩序と共生というのは一つのものなのだと、外国人と共に共生社会を作っていくという大きな流れは変えないような発信を心がけていただけたらと思っております。

私からは以上です。

○林座長 どうもありがとうございました。

それでは、松尾委員の方からお願いいたします。

○松尾委員 ありがとうございます。今回の報告書（案）については、短い時間の間に多様な意見を取りまとめていただきまして、ありがとうございました。敬意を表します。全体的な方向性について、私は賛成でございます。それを前提として3点、特に再確認したい点を申し上げます。

まず、今回の意見書の中では、国民の不安や、あるいは誤った情報が広がって不安をあおっているというような、そういう状況を改善すると、これは直ちに手をつけなければいけない問題だということで、まずは正確な情報把握をしっかりして、そして、プライバシー等に配慮して公表できるものは公表し、共有すると、それによって国民の不安を解消し、安心感をまずは持ってもらうということにつなげるのだと思います。これはある意味では直ちに実施できることですので、それは間髪を入れずにやっていただきたいと考えております。

それから第2に、他方で長期的な視点としましては、やはり目指すべき将来ビジョンをこの折にしっかりと確立して把握する、共有するということが重要ではないかと思います。今、田村委員から秩序ある共生ということについてコメントがございましたが、私も大賛成です。将来的には、外国人が常に身近にいる風景がもう普通になるということをやはり想定した上で、これから時間をかけて共生社会を作っていくべきであると考えます。真の共存、共生というのは、外国人はあちこちにいるけれども、何か別々に集住しているというような状況ではなく、やはり交じり合うということが重要だと思います。

そのためにはやはり、これは一つの理想論かもしれませんが、外国人と日本人が相互にリスペクトの気持ちを持つこと、相互に学べるのだという規範を共有できることを目指すべきではないかと思います。これは本当に大変なことだと思います。私はよく理解しておりますし、日々外国人や学生と接しておりますと、習慣の違いにもよりますが、集合時間の感覚からトイレの使い方に至るまで、本当にたくさん問題が起って、想定外のことはもう日々、毎日のように起こります。しかしながら、やはりそれはコミュニケーションをできるだけ活

発にしていって、相互に理解できるところが少なからずあり、さらにはお互いに敬意を持ち得るといふこと、それにより、お互いに充実した生活ができるという実感を持てるということとは、本当に日々感じているところでございます。

したがって、単に共存するだけではなくて、相互にコミュニケーションをできるだけとるという方策をとっていくことが、重要です。先ほども出ている日本語教育の充実や、日本人が外国語を学ぶなどの、人材育成への注力や、それから社会規範等ですね。先ほど田村委員からも補足がありましたけれども、私も社会規範「等」というのはあった方がいいと思っております。社会規範というと行動の規制の基準というような意味かと思いますが、外から規制するだけではなくて、お互いが持っている価値観というか、文化的な意識というか、考え方の違いというか、これは結構大きなものがあると思います。そういうものをもお互いに理解するということがやはり重要であると思っておりますので、日本語、それから社会規範等というところにそれを込める意味はあると思っております。

それから3番目に、安全保障の観点からの土地の取得等ということについても今回、重要な点を取りまとめていただきまして、私としても異論のないところでございます。それに関して11ページのところで、各種国際約束との整合性を整理しつつという、その前提として「法の支配の原則の遵守を前提に」というフレーズを入れていただきました。

外国人の土地取得に関しては、実は非常に長い歴史がありまして、釈迦に説法かもしれませんが、もともと日本では外国人の土地取得は禁止されていたわけです。それは、江戸幕府が締結した日米修好通商条約を皮切りに、列強諸国と取り結んだ、いわゆる不平等条約といわれたものの中で、実は日本側の主張を貫き通した条項も少なからずございます。その一つが外国人の土地所有の禁止です。当時は治外法権がありましたので、外国人に土地を取得させることは問題だということで、政府が非常に粘りまして、時間をかけて、外国人の土地の取得は禁止するという条項を勝ち取ったわけでございます。恐らく江戸幕府は最恵国待遇についての意味も理解していて、最初のアメリカとの交渉に非常に時間をかけて、この条項を勝ち取ったと考えられます。

その後、日本の法秩序を徐々に整備し、明治政府の時代になって、当初は江戸幕府が締結した条約に基づく布告を出しましたが、その後、民法その他の基本法典を整備し、その中で内外人平等主義の原則というものを採用し、それによって条約改正に漕ぎつけ、治外法権の撤廃を実現したわけでございます。その後、内外人平等主義の原則に従った運用というのはずっと実施、引き継いでこられたわけです。相互主義が可能だという外国人土地法の制定も明治期及び大正期にございましたが、それらは日本の国力が高まり、国民に自信ができたこと、及び経済を活性化させるために有用であることから、外国人の土地所有を解禁するという点に力点がありました。そして、相互主義を実施するための勅令ないし政令が発令されて外国人土地法が施行される前に、運用としては内外人平等主義を貫いてまいりました。第二次大戦後のポツダム政令の例外を除けば、法の原則に従って政策を実施することは、やはり日本の対外的な信用を得る上で非常に大きな役割を果たしたと考えております。日本は法原則を重視して成長するのだと、法原則を重視して政策を実施するのだという、日本の法治外交が築かれてきました。これは現在の日本政府の外交の指針である司法外交というところでも確認されておりますし、一緒の日本のソフトパワーとして重要な資産になっていると考えられます。もちろん、原則をそれだけで死守するのだということではなくて、必要に応

じた修正も大切ですが、やはり今後の外国人の土地取得規制は、従来の外国人土地政策への影響と表裏一体だということについては慎重な意識をしていただきたいと思います。

以上です。

○林座長 どうもありがとうございました。

それでは、次に結城委員よりお願いいたします。

○結城委員 ありがとうございます。この度、おまとめ誠に疲れさまです。拝読してみて、主に3点、画期的であると感じているところがあります。

まず第1が、基本姿勢の明確化です。先ほど田村委員もおっしゃいましたように、この点はぶれないようにしっかりと明示する必要があると考えます。秩序は社会の土台、多様性は社会の力であります。世界で排外主義が台頭する中、この姿勢の表明は重要です。私の参考資料でも、日本型外国人受入れ政策としてブランド化できるという表現をさせていただきました。

第2に、実態把握の重要性です。今までいろいろな外国人問題が起きたのは、臆測、それから偏りのあるデータで示されたことによるものでした。今回は正確なデータに基づく政策形成を目指している点、土地取得者の国籍把握の仕組み創設など、具体的な政策改正も提案されている点が画期的であると思います。

そして第3に、支援の必要性の認識です。これは日本語社会規範学習プログラムの創設や、それから、地方で働いている者としては非常に有り難かったのですが、地域、そして企業格差の是正という点を踏まえて書かれている点も有り難く思いました。さらに、登録日本語教員や外国人支援コーディネーターの活用にも言及されています。

さらに、今後検討を要するものとして3つ、御提案させていただきます。まず第1に、政策の断片化です。5ページ目の第2段落、「まず、上記プログラムについては」の段落は、私どもの方で提案をさせていただきました。組み込んでいただいてありがとうございます。これがなぜ重要なのか、今一度強調させていただきたいと思います。例えば、日本語学習プログラムを提案していますが、それが外国人受入れ政策全体のどこに位置付けられているのか、これは不明確です。私の案では、定住、統合、定着という一貫したフレームワークを示した上で、来日前、来日後、定着後、どのように日本語の教育が必要なのか、どのような連携が必要なのか、細かく書かせていただいたのですが、これをきちんとしないと、一部の部署が担当したまま終わることになりかねないと心配しています。

そして、第2は日本人側の責任、これを明確にしておくことです。つまり、外国人が日本人に合わせるだけではなく、日本人の側もどう受け入れるか。これは私の案では、幼児期から高齢者まで段階的な多文化共生教育を提案しておりますが、こういったことも日本人の責任として、どこかで入れておく必要があるのではないかと思います。

そして第3に、子どもの支援に関する言及が不足しているのではないかと思います。子どもたちは新たな、外国人の方たちがいても当たり前という世界で生きていきます。こういった子どもたちに思いを寄せるためにも、さらに秩序と共生、これを両方押し切っていくと、心の問題が出てきます。これからこれが深刻化するであろうことを考えると、メンタルヘルスという問題も明記しておく必要があると思います。

そして最後に、この全体を読んだときに国民がどのように受け入れるだろうかということも推測しながら読みました。ここでは、確かにここに乗り切れない人たちが日本の中にもた

くさんいらっしゃるということ、私も出入国在留管理庁の政策懇談会でいろいろ勉強させていただきました。課題がある外国人に対しては、その事情を把握し、必要に応じた救済、福祉制度の検討や人道的配慮基準の明文化ということが今後の課題になると思われます。

以上でございます。

○林座長 どうもありがとうございました。

それでは、最後に吉原委員の方からお願いいたします。

○吉原委員 ありがとうございます。まず、この度はこのような短期間でこうした取りまとめを行っていただきましたことを心より感謝申し上げます。私もいろいろ原案に細かなことを申し上げましたが、一つ一つ御検討いただけましたことを心よりお礼申し上げます。

私は土地のところについて主に発言をしまいましたが、今、委員の方々のお話を伺って、大きなビジョンを考えることと、それを実現するための個別の各論に入っていくということで、本当にこの問題の深さ、難しさというものを改めて感じたところです。委員の方々のお話の中で共通する点としましては、やはり行政機関間の情報連携、それから共有、活用ということがあったと思います。それから、国民に向けての情報発信。外国人に対しての情報提供もそうですし、日本人の人材育成も含めた日本の地域社会の人々への正しい情報発信、理解促進も必要であるといったことを強く改めて感じたところです。

いろいろな制度を作っていく中で、一つ懸念していますのは、行政コストがどんどん大きくなってしまいう可能性があることです。今も何人かの委員の方からお話がありましたように、市町村では人も財源も足りない中で、国が幾ら新しい制度を作っても、それを実際に誰が回すのかという率直な気持ちもあると思います。特に土地については、そもそも担当課がないという声も聞きます。従来型の行政の担当窓口では、新しい仕組みに対応するような担当課がなかなか決められずに、結局制度の実効性が伴わない、活用が進まないという状況が見られるものがございます。そこで、今後、新しい仕組みを作っていく上では、基礎自治体がきちんと担えるところまでブレイクダウンをして、担当課もある程度方向づけをした上で、情報連携のパイプをきちんと国、都道府県、市町村とつないでいくこと、連携がどこかで断絶してしまわないよう国の方で積極的にリードしていくことが必須ではないかと思っています。

また、今後、国籍をいろいろな仕組みで把握していくわけですが、一つの項目を増やすだけでも現場の行政コストは大きいと思います。そこをできる限り合理化し、現場の限られた人員の中で、本当に重要なことにきちんと行政リソースを割けるような仕組み作りを心がけていくことが大事になってくると考えます。

改めまして、この度はお取りまとめ本当にありがとうございました。以上です。

○林座長 ありがとうございます。

以上で各委員から御発言がありましたけれども、私の方からも、皆様のまとめも含めまして、少し話をしたいと思います。

まず、やはりすごく短期間で作られておりますし、これまでのロードマップの流れは、出入国ということ言わずに、入った後の共生について考えるということでやっていたので、今回の有識者の意見書の中には、どのような形で受け入れるか、例えば規制の在り方、総量規制の在り方などがあるかということは全く触れておりませんし、それは今後、また違う形で取りまとめていくことになるかと理解をいたしております。

それから、先ほど松尾先生からお話があった、やはり歴史的経緯があると。土地もそうですし、社会保障制度も全くそうで、当初は国籍を日本人に限るということであったところ、戦後GHQが来たことや、1982年に難民条約ができたということで、内外人平等の原則が徹底して、今はやはり制度としてはかなり平等となっていることを、どこかに入るかなということ、少し思いました。

更に古くからといいますと、日本列島に住んでいる人は皆どこからかやってきて、縄文人がいて、弥生人がいてということですので、そもそも、我々の先祖も皆、日本にやってきた人達なのだという、基本概念のところも、かなり人によって認識が違うようですので、こういった点も重要かと思いますが、それはこの意見書の中に入れることは求めておりません。

それで、皆さんおっしゃっていただいた中で、今日は御意見を出していただいて、もう1回作り直していただいて、明日ぐらいまでに皆さんにお戻しをして、13日までを期限として戻して、それで確定するという、そういうスケジュールを事務局に準備していただいております。

それで、今からどれだけ入れることができるだろうかということなのですが、まず自治体の役割について、どのような形で国と業務分担をするのか、それから、既に介護制度では地域包括ケアシステムといったものがありますが、そのような地域の連携の形を他分野でもどのように活かすのか、そういった点が、今のところ自治体を、という点がどこにもないかもしれないので、例えばページ3の②の後、行政機関間の情報連携の後に、国と自治体との連携の強化や、国の自治体に対する支援の強化、少しそういったものを入れたらどうかと思いました。

それから、境田委員の方から、外国人の土地取引について、網羅的に規制を掛けるのではなく、悪質か安全保障上問題のある外国人に絞って規制を掛けてはどうかというお話をいただきました。そして、データをどのように使うか、さらに、4月から導入される特定在留カードの活用といった点で、制度、情報の在り方という点について、この点、同じく3ページ目の②のところで情報の連携について書いてあるのですが、この点私も少し事前に質問したのですが、実はマイナンバーを使ってしまうと統計としては利用できなくなりますし、名寄せもとても制限がかかるというものになっていて、そういった中で在留カード番号の利用が可能なかどうかということ、これはいろいろ今後の課題とはなるとは思いますが、こういった形でより重要な情報をすくい上げて使えるようにしていくのかということについて、今回入れる箇所は少し今思い浮かばないのですが、その点は一つ、情報の在り方ということで、あるかなと思いました。

また、社会統合プログラムについては今回かなり、もうそれをやるという形で入れましたけれども、もう少しこのあたりを具体的に、ということがもし委員の先生方からあれば、また追加で入れていただくことで、それを反映させることも可能かということですが、私の方からはとりあえず以上でございます。

最初に齋藤聖子委員から質問があった2点目の方ですけれども、地域社会とコミュニティというところで、これは松尾委員からお答えいただけますでしょうか。

○松尾委員 大事な点を御質問いただいて、ありがとうございました。まず、地域社会の方については、ページで言いますと4ページ目の注釈3の最後の行、「日本に定着し、税金を納め、地域社会に貢献する意思のある者」ということで挙がっていて、地域コミュニティにつ

いては、6ページの3段落目で挙がっていますが、地域コミュニティという場合には、自治会や町内会のレベルのコミュニティで、直接触れ合う形でのコミュニケーションがある関係を前提にした外国人と日本人との関係ということ为前提にしていると思います。したがって、地域コミュニティは必ずしも行政組織ではなくて、市町村よりもっと小さな生活コミュニティを前提にしていると考えています。他方、地域社会は、そこにも税金等の話も出てきますが、もう少し広くて、地方自治体も含めて、納税やいろいろな形での貢献もあり得るということで、少し広いのかなと考えております。

先ほど地域共生社会との関係についても御指摘がありました。そちらは両方含めているイメージがあり、やはり違いは存在すると考えております。したがって、もし御異論がなければ、維持していただくのがよいのではないかと思います。

○齋藤聖子委員 正に私が質問した内容というのは、なかなか用語の捉え方というのは、公開されたときにいろいろな捉え方があるので、意図を持って書くという書き分けが大事なのかなど。同時に用語全体を見直して、今後統一的に書くものは書くというところについて少し言及したという形で。ありがとうございました。

○林座長 では、地域社会と地域コミュニティはそれぞれ残しておくということになりました。それでは、それ以外に御意見ありますでしょうか。

○田村委員 今、林座長から御示唆がありました自治体の話ですけれども、3ページの②の下から3行目から「または、地方公共団体等が、出入国在留管理庁等から在留資格情報等を取得するといった相互の連携」と書いてあり、一応地方公共団体に関してはここに出てくるので、ここをもう少し厚めに書く、特に、基礎自治体が住民の情報を持っていますので、その役割というのですかね、そことしっかり連携をしていくことを記載した方がよいと思います。

例えば、外国人を雇用している企業の情報が自治体に入っていない、特定技能に関してはようやく協力確認書を自治体に出すようになってはいますが、これもいろいろところで聞くのですが、「待っていました。ではアプローチしよう。」という自治体と、「急にいっぱい出されてもどうしていいかわからない。手間だけ増えてどうしようもない。」という声も聞きます。せっかく情報共有できても使えないという場面もありますし、逆に、欲しいけれどもハローワークからはもらえないと。自治体と行政機関等の連携を通して、地方公共団体等が共生社会の取組にしっかりと一翼を担っていくのだということを、この②の中にもう一歩踏み込んで書き足すことができるといいのかなと思いました。

それから、2点目のプログラム、社会統合ですが、4ページの注釈3の2ポツ目に、「本プログラムや外国人の制度利用に関し、外国人の世帯ごとのニーズ・アセスメントの仕組みを構築することも重要」と書いていただいて、これは私が意見として述べました。これは、災害が起きたときに従来は、家がどの程度滅却したかのみに基づいて被災者認定をしていたのですが、家は大丈夫でも生活がもうむちゃくちゃになってしまっていて再建ができないというようなことがあって、今は被災者支援に関しては、住まいの状況と生活の状況、この2軸で被災世帯をアセスメントして、どちらも駄目な世帯から重点的に支援していくという、災害ケースマネジメントと言いますが、そういうアプローチをしています。

同じように外国人も、日本語力と生活力の2軸でアセスメントすることが、私は可能だと思います。そうすると、この世帯に年間何時間分の日本語教育が必要であるか、この世帯は

何歳の子どもがいるから、この手続とこの手続をやっておかなければいけないと、最初に全部分かるはずなのです。それができていないので、結果として漏れてしまう。学校に行かない子どもがいたり、健康保険に入っていない人がいたり、年金の納め漏れが出たりするのは、入り口でしっかりと押さえておくことがやはり課題かと思いますので、アセスメントをしっかりとすると。またこれを誰がやるのだという話が出てくるのですが、そこもやはりデジタルである程度できるのではないかなと思います。

日本語と生活、2軸できちんとアセスメントする仕組みがあれば、あとはニーズをしっかりとマッチングしていく。ヨーロッパの社会統合プログラムも基本的には言語と生活習慣、社会規範等の学習にとどまっていますが、今はIT、デジタルの活用も可能ですから、それぞれの世帯の様子をしっかりとアセスメントをするということを行う、そこをしっかりと国として制度を整えていただければ、自治体としてはものすごく助かる。自治体にそれを一から全部やれと、今はオリエンテーションをやってくださいね、交付金も出しますよということですが、オリエンテーション、何をどうしていいかは自治体が考えろという話だから、それはなかなか難しい、やっても来ないと。そこは入り口でもう全部アセスメントするということにしてしまうと、大分状況が変わってくるのではないかなと。それも今だったらデジタルでいろいろできる。

ヨーロッパ諸国が社会統合プログラムをやったのは2000年代半ばですね。2005年以降だと思います。あの頃と今とで20年ぐらい差がありますから、相当デジタルを活用すればもっとスマートなやり方ができるのではないかなと思います。そこを今回、少し注釈になっていますが、本文に何かもし書き出せるようでしたら、書いていただけるともう少し前に進むのかなと思います。

○林座長 ありがとうございます。先ほど、明日くらいまでにお配りして、と言いましたが、これはそもそも我々の意見書ですので、日程的に、今日中ぐらいに皆さんから追加のコメントがあれば、これは多分Wordで展開していますよね、だから、Wordに履歴付きの形で皆様から、追記・修正すべき点を送っていただいて、その後、各委員の意見を取りまとめた上で、また委員の皆さんに戻していただいて、13日までに戻すということ確定という、そういうスケジュールでよろしいでしょうか。事務局はいかがですか。

ありがとうございます。

それでは引き続いて、さらに皆様、委員の間の意見を聞きながら、追加で何か今ここでいうことはございますか。オンラインの先生方も大丈夫でしょうか。

うなずいていらっしゃるようです。そうですか、意外ともう。本当によろしいですか。

吉原先生、何かございますか。

○吉原委員 ありがとうございます。土地につきましては、外国人の土地取得の規制をすべきであるといった声も出ているという報道も目にするところではありますが、今日様々出ました委員の方々の御意見を伺いますと、まずは我々自身の足元の制度をしっかりと見直して、守るべきルールをきちんと整理をした上での様々な政策立案であろうとの思いを強くいたしました。国籍をターゲットとした規制を一足飛びに進めることは、社会にとって無用な混乱を引き起こし、誰にとってもいい結果にはならないという思いを改めて強くいたしました。それを最後に述べておきたいと思います。

○林座長 ありがとうございます。

この会議は6時までということになっておりまして、あと10分ほどあるのですが、せっかくですので、先ほど複数の方から御意見がありました情報の、3ページの②の、「または、地方公共団体等が、出入国在留管理庁等から」ということで、田村委員もおっしゃいましたが、この「等」がどこまで入るのかという点について、ここは下に教育委員会について書かれているところですが、この点、私は前回の会議で、マイナンバーカードは一遍国外に出るとリセットされて、また入ったときに別になると、周りの外国人や在外の日本人からそのように聞いていたので、そう思っているのですが、実は今はもうそうではなくて、会議の後に、もう今は同じ番号も取れるように変わっていますというお話をお伺いしました。先ほどの特定在留カードになったときに、在留カード番号はマイナンバーが本当にイコールになるのかといった点について、この意見書を書き加えるための基礎情報を、もしここでデジタル庁の方に少し御説明いただけるようであれば有り難く思うのですが。

デジタル庁の方はいらっしゃいますでしょうか。可能な範囲で結構ですので、我々が意見書をまとめるための基礎知識をちょっとアップデートさせていただければと思うのですが。

- 圓増企画官（情報連携基盤刷新担当）** デジタル庁でございます。御質問というのは、マイナンバーカードを再入国した場合に、また異なるものになってしまうのかということでしょうか。
- 林座長** 前回会議の後にデジタル庁の方に、「今は継続して使えるということになっています、そういうふうに変えています。」という御説明を頂いたので、それはその理解でおります。
- 圓増企画官（情報連携基盤刷新担当）** はい、基本的には今、戻ってきたときに同じ住民の方の、同じ氏名、同じ生年月日ということで、同じ方が戻ってこられれば、既にいらっしゃったときと同じ住民票コードが割り当てられれば、同じマイナンバーになりますし、その場合、同じマイナンバーに基づいたマイナンバーカードを発行されるという理解だと思えます。当然、様々、氏名が同一の方がいらっしゃるとか、そういったケースはあり得るとは思えます。基本的には今申し上げたように、入国されたときに氏名なり生年月日なり、そういった本人情報で特定をしまして、それが既に住んでいらっしゃる、今までに居住された実績があれば、同じ方かどうかというところは住民票情報によって確認をした上で、同じ住民票コードを割り当てられれば同じマイナンバーなり、同じマイナンバーになれば同じマイナンバーカードが発行されるという理解かと承知しております。
- 林座長** そうですか。入るときに、バイオカードなどを使って、外国人の場合はバイオ情報、生体情報を使っていると思いますが、そういった情報はマイナンバーカードでは使わないということなんですね。
- 吉越参事官補佐（マイナンバー制度担当）** おっしゃるとおり、生体情報は特にですが、顔認証はマイナンバーカードでできますが、それを使った方がマイナンバーカードを取られるときに使っているわけではありません。なお、マイナンバーカード自体は、以前は国外に転出するときは一旦、返納して、再入国したときに取り直すというのが必要だったのですが、今は、割と最近なんですけれども、日本国籍をお持ちの方については海外に行ったときも継続して同じものを持っていくことができるようにはなっています。

ただ、今までの議論の中で、マイナンバーの番号自体とマイナンバーカードが少し混ざりがちなのですが、行政機関間の情報連携を行うときに、もちろんユースケースは限られると

思うのですが、マイナンバーカードで連携をするわけではなくて、その番号の方で連携をすることになるので、またちょっと特定在留カードなどの話とは異なるということを補足させていただければと思います。

○林座長 特定在留カードについて、マイナンバーと、それから在留カード番号が一体になるのでしょうか。

よろしく申し上げます。

○安東外国人との秩序ある共生社会推進室参事官 補足で説明いたします。まず前提として、外国人が入国するときには基本的に中長期在留者の方は在留カードを交付されます。そのときに在留カード番号が付されますが、在留カードを持って行って市区町村に行くと、住民登録されます。住民登録されると、そこでマイナンバーが付番されます。先ほどのデジタル庁からの説明のように全員に付番されます。マイナンバーカードを申請するかは任意で、利便のためにマイナンバーカードを申請して、マイナンバーが記載されています。

特定在留カードについては、本年の6月から在留カードとマイナンバーカードが一緒になるのですが、今のマイナンバーカードと同じように裏面にマイナンバーが記載されて、表面に在留カード番号が付与されます。在留カード番号について、座長の方から御質問があったのですが、実は在留カード番号につきましては名寄せを禁ずるために、許可の度に番号を変えるように法律上もなっておりますので、そこは実際に許可ごとに、番号自体は我々入管庁が把握しているのが在留カード番号の現状でございます。マイナンバーは、先ほどデジタル庁さんの御説明があったとおり、ずっとその人に一生、一人一人に付番されるということで、基本的に変わらずということでございます。

以上でございます。

○林座長 どうもありがとうございました。そうすると、逆に在留カード番号の方が変わるので、名寄せも当然できないということで、マイナンバーは統計としての利用はできないので、それを統計として活用することは難しいという現状だということで、理解いたしました。ただ、行政のいろいろなアクティビティでは名寄せをしながらやっていくということですね。ありがとうございました。

あとは、生体認証データなのですが、イギリスの場合は生体認証の、あれはアイリス（虹彩）か指紋ですが、それを国民IDカードに入れようとして頓挫をして、外国人のみそれが残ったという経緯がございまして、各国もいろいろ、どのようにIDを作るかというところに苦心をしているのだらうと思いますが、この点についてはまた今後、境田先生がおっしゃる話も含めて検討していくことになるのかなと思います。

それでは、ほかに何かこの場でということがもしないようでしたら、これにて終わりたいと思います。事務局に確認ですが、皆様の御意見をいつまでに頂きましょうか。

○片山外国人との秩序ある共生社会推進室参事官 できれば今日中に頂けますと幸いです。

○林座長 できればフレッシュなうちに今日中に、明日の朝までに届いているということですよ、既存のものにワードの履歴を残して送っていただいて、その後、事務局で取りまとめをいただいて、返していただいて、13日までに戻していただいて、確定ということにしたいと思います。それから、佐藤委員の御意見もどうぞ御参照ください。

それでは、もしも何か御意見がございましたら、よろしいですか。

3 閉 会

○林座長 それでは、以上をもちまして第2回外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議を終了させていただきます。

今後の開催などについては、追って事務局から御連絡させていただきます。

本日はありがとうございました。

—了—

<佐藤委員提出意見>

1. 外国人にとって安全・安心な秩序ある共生社会の在り方について

在留外国人の増加という客観的事実を踏まえつつ、国民の不安や制度的な課題に向き合おうとする姿勢が示されています。また、勤勉で社会規範を理解し、地域や産業を支えている外国人の貢献を評価し、「排除」ではなく「共生」を掲げている点も重要な視点だと考えます。

「国民の不安」という表現がやや強調されすぎている印象を受けます。どの層の国民が、どの程度の広がり、何に対して不安を抱いているのかが明確ではありません。その不安が実態に基づくものなのか、あるいは印象によるものなのかを示すためにも、補足資料でデータ、事例などを用いた説明があるといいと思います。

「社会規範を逸脱する行為」という表現が繰り返し使われていますが、その内容が曖昧だと感じました。犯罪を指すのか、行政手続などのルール違反なのか、文化的な摩擦なのかが区別されていません。これらを整理して示すことで、議論の説得力が高まると思います。

共生を考える際には、外国人側が直面する「構造的な要因」にも目を向ける必要があります。例えば、行政手続や学校からの配布物、労働契約書などが日本語のみで提供されていること、また自治体によって多言語対応に大きな差があることなどです。こうした状況では、ルール違反が本人の問題というよりも、情報が理解できないことが原因になっている場合も少なくありません。こうした構造的要因を併記することで、必要な施策の方向性がより明確になり、共生社会の議論が深まると思います。

2. 行政機関間の情報連携について

【意見】

日本語教育および子どもの教育は、共生社会の実現を考える上で欠かすことのできない要素であり、この視点を政策上明確に示すことが重要です。日本語教育は、学校教育および成人教育（文部科学省）、就労支援（主に厚生労働省）、在留管理（出入国在留管理庁・法務省）、地域生活支援（総務省）など、複数の省庁がそれぞれ異なる目的のもとで所管しています。しかしながら、学習者の日本語学習履歴や到達度を省庁間で共有し、継続的に活用できる仕組みは十分に整備されていません。その結果、日本語能力の評価が制度ごとに分断され、これまでに蓄積された学習成果が、次の教育段階や就労、在留管理、地域生活支援へと円滑につながりにくい状況が生じています。例えば、学校における日本語の学習履歴が就労支援や在留管理の場面で十分に参照されない、地域の日本語教室での学習成果が学校や職場に共有されないといった課題が指摘されます。このような状況では、学習の重複や評価のやり直しが生じ、学習者本人にとっても、行政にとっても非効率な運用となりかねません。出入国在留管理庁と教育委員会相互情報の共有で不就学の子どもの早期把握による日本語能力不足や受入体制の未整備に

よる未就学を見逃さず、就学支援につなげることも重要です。

こうした課題を踏まえると、行政機関間における情報連携の重要性を政策として明確に位置づけることが不可欠です。日本語教育や子どもの教育を、分野ごとに個別に扱うのではなく、学習履歴や到達度を横断的に活用できる仕組みを構築することが、外国人の円滑な社会参加を支え、共生社会の実現に資するものと考えます。

3. 「国が責任をもって、在留する外国人が入国前や入国後に日本語や我が国の社会規範等を学習するプログラムを提供する必要がある」ということについて

【意見1】

本提案には大いに賛意を表します。ただし、これを実効性のある政策として機能させるためには、学習機会を単に用意するだけでは不十分であり、外国人の社会参加を支える中核的な仕組みとして明確に位置づけることが重要です。そのためには、在留目的や滞在期間に応じて、日本語能力および日本社会のルールや慣習に関する理解について、段階的な到達目標を設定し、その達成状況を把握・評価できる枠組みを整備する必要があります。受講の有無のみを確認する形式的な運用では、学習効果や責任の所在が不明確となり、政策としての実効性を確保することは困難です。

また、学習者の日本語能力や生活・就労上の課題は多様であり、状況に応じて学習内容を調整できる運用設計が不可欠です。学習の出発点と到達点を把握する仕組みがない場合、既に理解している内容を繰り返す画一的な学習に陥ったり、「受講＝修了」という形式的な運用が常態化したりするおそれがあります。例えば、日本語初級者、日常会話は可能であるが行政手続きの理解が不十分な者、高度人材として専門的な日本語能力を必要とする者が、同一のプログラムに一律に参加させられるといった非効率が生じかねません。

このため、学習者の状況を適切に把握し、必要な学習内容へと円滑に接続できる評価と運用の仕組みを整備することが不可欠です。具体的には、CEFR、日本語教育参照枠、日本語能力試験（JLPT）など既存の指標を参照しつつ、在留目的に応じた段階的な日本語能力基準と到達目標を設定することが求められます。日本語能力基準の設定と評価の仕組みを政策として明記することにより、学習の効率化と公平性が確保され、外国人の円滑な社会参加を支える実効性の高い制度となると考えます。

【意見2】

帯同家族を一律に捉えるのではなく、特に子どもの教育を、将来に向けた社会的リスク管理の観点から重要課題として位置づける必要があります。近年、日本生まれ・日本育ちの外国籍の子どもが増加しており、あわせて0～5歳の外国籍の子どもも漸増しています。これらの子どもたちは、将来にわたり日本社会を構成する一員となる可能性が高い存在である。外国籍の子どもに対する義務教育の未保障や就学の遅れは、学習機会の格差を生み、将来的には社会的孤立や不安定就労等につながるリスクがあります。したがって、義務教育を確実に保障することは、こうした中長期的リスクを未然に防ぐための重要な社会的投資であり、リスク管理の一環として位置づけられるべきです。このため、義務教育段階における円滑な就学・編入を確保するとともに、日本語能力や学習歴等に応じた教育的支援を受けられる体制の整備が必要です。入国前または入国直後の段階から、日本の学校制度や教育環境に関する情報提供やオリエ

ンテーションを体系的に実施することが重要だと考えます。子どもの教育は、外国人家族の生活基盤の安定に資するのみならず、地域社会との円滑な関係形成を促進し、結果として地域における摩擦や分断の発生リスクを低減する効果を持っています。こうした点からも、子どもの教育を中核に据えた施策を、予防的・戦略的なリスク管理として推進することが、政策上明確に位置づけられるべきだと考えます。

4. 海外の日本語教育と接続の必要性

【意見】

持続可能で実効性のある日本語教育・人材受入れの仕組みを構築するためには、国内における学習機会の整備にとどまらず、海外における日本語学習との接続を視野に入れた制度設計が不可欠です。現行制度の一例として、EPA 看護師・介護福祉士候補者制度では、来日前後の日本語研修が一定程度接続されています。しかし、この仕組みは対象分野や人数が限定的であり、一般の外国人労働者や留学生には適用されていません。その結果、海外で積み上げられた日本語学習の成果が、入国後の教育や就労に十分に活かされていないのが現状です。確かに、海外における日本語教育には、教育の質のばらつきや評価に要するコストといった課題があります。しかし、こうした課題を理由に学習成果を評価せず、入国後に一律の日本語学習を求める仕組みは、学習内容の重複、学習期間の長期化、就労・進学開始の遅れを招き、本来回避可能な時間的・社会的コストを発生させています。そのため、入国時に海外での学習成果を適切に評価し、その結果に応じて必要な学習内容へと接続する仕組みを整備することが重要です。これにより、学習の効率化、早期の社会参加、人材の有効活用が可能となります。特に、人手不足が深刻な分野においては、費用対効果の高い政策対応であると考えられます。このためにも海外における日本語学習の成果を評価し、入国後の教育・就労へと接続する仕組みを政策として明確に位置づけることが重要です。これは、日本語教育の質と効率を高めるとともに、外国人材の受入れを持続可能なものとするための重要な基盤となります。

5. 「登録日本語教員」や「認定日本語教育機関制度」の活用について

【意見】

「登録日本語教員」や「認定日本語教育機関制度」の活用は、今後の日本語教育政策を実効性あるものとするうえで重要な課題です。ただ、これらの制度を有効に機能させるためには、現場の課題解決に直結する具体的な活用方策を明確に示す必要があります。地域や企業間で生じている日本語教育環境の格差を是正するため、登録日本語教員を企業や自治体、地域拠点に派遣する仕組みを構築することなどです。具体的には、外国人労働者を多数雇用する中小企業や、外国籍住民が増加する地域に対し、登録日本語教員を一定期間派遣し、就労場面や生活場面に即した日本語指導や学習相談を行うといった取組です。あわせて、認定日本語教育機関が、企業や自治体からの委託を受けて研修や日本語教育プログラムを実施できる仕組みを整備することも有効です。例えば、企業内研修としての初期日本語教育、管理職向けの「やさしい日本語」研修、自治体職員向けの外国人対応研修などを、認定日本語教育機関が体系的に受託・実施することなどが想定されます。

さらに、これらの取組が一部の自治体や大企業に限定されることのないよう、登録日本語教員の派遣や認定日本語教育機関の活用に対する費用支援や補助制度を設けることが課題です。

これは、日本語教育へのアクセス格差を放置することによって生じ得る、就労不安定や地域摩擦といった中長期的リスクを低減する観点からも、合理的な対応だと考えます。このように、「登録日本語教員」および「認定日本語教育機関制度」の活用については、単なる制度名の提示にとどまらず、どの主体が、どの場面で、どのように活用し、現場の課題解決にいかに寄与するのかを具体的に示す必要があります。